

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

保安業務実施状況報告

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名
認定番号
住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第 132 条の規定により報告します。

1. 報告する事業年度の期間 年 月 日から 年 月 日

2. 保安業務実施状況

事業所の名称

事業所の所在地

保安業務資格者の数

人（うち、保安業務に係る技術的能力の基準等を定める告示（平成 9 年通商産業省告示第 122 号）第 2 条第 2 条第 1 号又は第 2 号に規定する数 人）

保安業務の区分	保安業務に係る一般消費者等の数		
	保安業務計画書に記載した数	保安業務を行うべき数	当該事業年度に保安業務を実施した数
1. 供給開始時点検・調査	戸	戸(戸)	戸(戸) うち再調査 戸(戸)
2. 容器交換時等供給設備点検	戸	戸(戸)	戸(戸)
3. 定期供給設備点検	戸	戸(戸)	戸(戸) うち拒否数 戸(戸)
4. 定期消費設備点検	戸	戸(戸)	戸(戸) 当年調査 戸(戸) うち完了数 戸(戸) 拒否数 戸(戸) 不在数 戸(戸) 当年再調査 戸(戸) うち完了数 戸(戸) 拒否数 戸(戸) 不在数 戸(戸)
5. 周 知	戸	戸(戸)	戸(戸) うち書面配布 戸(戸) 電子メール 戸(戸) ファイル記録 戸(戸) 記録媒体 戸(戸)
6. 緊急時対応	戸	戸(戸)	戸(戸)
7. 緊急時連絡	戸	戸(戸)	戸(戸)

3. 役員又は構成員の変更の内容

変更の内容

- (備考) 1 定期消費設備の調査の「当該事業年度に保安業務を実施した数」の欄における「不在者数」には、調査又は再調査のために 3 回以上訪問したが、不在で調査又は再調査が実施できない一般消費者等の数を記載すること。
- 2 「保安業務を行うべき数」の欄及び「当該事業年度に保安業務を実施した数」の欄における括弧内には、他の液化石油ガス販売事業者から受託した保安業務に係る一般消費者等の数を記載すること。
- 3 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 4 ×印の項は記載しないこと。

記載例

様式 2

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

保安業務実施状況報告

●年●月●日

長野県知事 殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名
認定番号
住 所

有限会社 長野保安
代表取締役 保安 太郎
20AxxxxRA
長野市大字南長野幅下 692-2

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第 132 条の規定により
報告します。

1. 報告する事業年度の期間 ◇年 ◇月 ◇日から ▲年 △月 △日
2. 保安業務実施状況

事業所の名称
事業所の所在地
保安業務資格者の数

有限会社 長野保安
長野市大字南長野幅下 692-2

4人 (うち、保安業務に係る技術的能力の基準等を定める告示
(平成 9 年通商産業省告示第 122 号) 第 2 条第 2 条第 1 号
又は第 2 号に規定する数 3人)

・保安業務資格者の数 (4 人) が
規定する数 (3 人) 以上である
ことを確認してください。
・なお、規定する数とは、直近の保
安業務計画に記載された数です。

・括弧内の数は、外数
としてください。

保安業務の区分	保安業務に係る一般消費者等の数		
	保安業務計画書に 記載した数	保安業務を行っ べき数	当該事業年度に保安業務を 実施した数
1. 供給開始時点検査	5,000 戸	64 戸 (165 戸)	64 戸 (165 戸) うち再調査 1 戸 (3 戸)
2. 容器交換時等検査	5,000 戸	1,416 戸 (0 戸)	1,416 戸 (0 戸)
3. 定期供給設備点検	5,000 戸	1,223 戸 (120 戸)	360 戸 (120 戸) うち拒否数 3 戸 (0 戸)
4. 定期消費設備点検	5,000 戸	1,223 戸 (120 戸)	当年調査 360 戸 (120 戸) うち完了数 347 戸 (119 戸) 拒否数 8 戸 (0 戸) 不在数 5 戸 (1 戸) 当年再調査 13 戸 (1 戸) うち完了数 10 戸 (0 戸) 拒否数 3 戸 (0 戸) 不在数 0 戸 (1 戸)
5. 周知	5,000 戸	3,345 戸 (120 戸)	3,345 戸 (0 戸) うち書面配布 3,345 戸 (0 戸) 電子メール 0 戸 (0 戸) ファイル記録 0 戸 (0 戸) 記録媒体 0 戸 (0 戸)
6. 緊急時対応	5,000 戸	0 戸 (0 戸)	0 戸 (0 戸)
7. 緊急時連絡	5,000 戸	3,345 戸 (0 戸)	9 戸 (0 戸)

・1号業務の保安業務を
行うべき戸数は、原則と
して、当該年度に供給を
開始した戸数としてく
ださい。

・2～7号業務の保安業務を
行うべき戸数は、原則とし
て、液化石油ガス販売事業
報告の自ら保安業務を行う
戸数と一致します。

3. 役員又は構成員の変更の内容

変更の内容
取締役の追加 保安 次郎

- (備考) 1 定期消費設備の調査の「当該事業年度に保安業務を実施した数」の欄における「不在者数」には、調査又は再調査のために 3 回以上訪問したが、不在で調査又は再調査が実施できない一般消費者等の数を記載すること。
- 2 「保安業務を行うべき数」の欄及び「当該事業年度に保安業務を実施した数」の欄における括弧内には、他の液化石油ガス販売事業者から受託した保安業務に係る一般消費者等の数を記載すること。
- 3 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 4 ×印の項は記載しないこと。